

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 号
件 名	30人以下学級の実現，教職員定数増を初めとする教育予算の充実を求める意見書の提出について
要 旨	<p>現在，いじめ，不登校，登校拒否，暴力行為など深刻な教育課題を解決するために一人ひとりの子供へのきめ細やかな教育が求められています。そこで，公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「義務標準法」という)では小・中学校の学級編制基準を40人と定めていますが，都道府県が40人の範囲内で学級編制基準を引き下げることにも可能となっています。その結果，45道府県が30人程度学級を実施し，大きな成果を上げています。</p> <p>既に新潟県では小学校1・2年生で30人程度学級を実施し，保護者から高い評価を得ています。このことから小・中学校すべての学年での30人以下学級の実現は，市民，県民の大きな願いであると言っても過言ではありません。昨年度，県内35市町村中30市町村議会が政府に「30人以下学級の実現・少人数学級の実現を求める意見書」を提出しています。</p> <p>多くの教育課題を解決するために，県内幾つもの市町村が独自に学習指導補助員，図書館司書，栄養職員などの教職員を配置しています。本来，国が「義務標準法」を改正し，教育課題の解決のために適正に教職員を配置すべきです。</p> <p>一人ひとりの子供たちに豊かで行き届いた教育を実現するため，教育予算の拡充を強く望みます。つきましては，地方自治法第99条の規定に基づき，下記事項について政府関係機関に対して意見書を提出して下さるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 すべての子供たちに豊かで行き届いた教育を実現するため，1学級当たりの児童・生徒数を30人以下にし，教職員の定数をふやすこと。</p>
付 託 年月日 委員会	平成19年 6月15日  文教経済常任委員会
受 理	平成19年 6月12日 第495号